

飼い主のいない猫を増やさないために！

耳カットは手術が済んだるしです

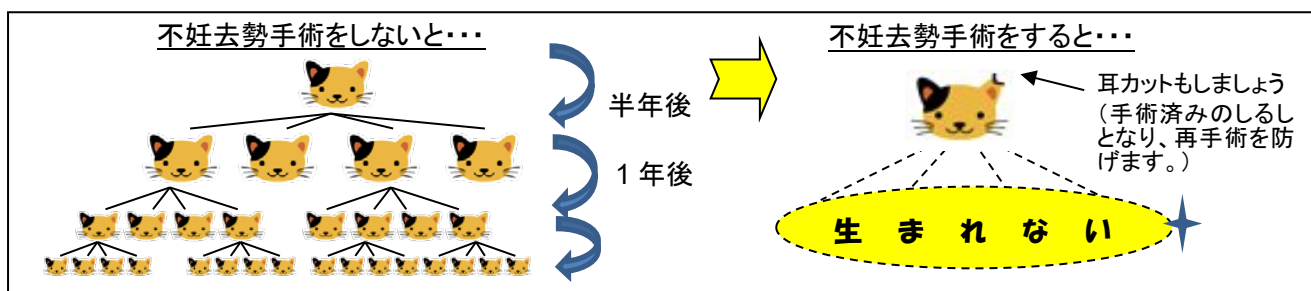


飼い主のいない猫を減らす取り組みを始めましょう

もともと飼い主のいない猫は、飼い猫が捨てられて増えたのが始まりです。これ以上飼い主のいない猫を増やさないためには、まず猫の飼い主が終生飼育や繁殖制限などを行い、責任ある飼い方をすることが大切です。

また、横浜市は、飼い主のいない猫に一代限りの生を全うさせて自然に数を減少させるため不妊去勢手術の実施を推進しています。

●不妊去勢手術をしないと・・・



●地域の皆様に飼い主のいない猫を減らす取り組みを始めましょう



●飼い主のいない猫の不妊去勢手術をしましょう

猫を捕まえて

⇒

不妊去勢手術

⇒

元いた場所に戻す

Trap

Neuter

Return

耳カット

TNR活動 は、地域猫の基本となる考え方で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施して元のテリトリーに戻す(Return)活動のことです。

(環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」)

☆手術は、飼い猫ではないことをよく確認して行い、手術後の猫はルールを守って世話をしましょう

詳しくは、[横浜市猫の適正飼育ガイドライン](#)※(裏面参照)をご覧ください

横浜市では、猫の不妊去勢手術費用の一部を補助しています(補助金額:1頭につき上限5,000円)

横浜市動物愛護センター TEL045-471-2111

●猫の飼い主さんをお願いします



- ・最期まで責任を持って飼いましょう
- ・不妊去勢手術をしてください
- ・首輪と迷子札、マイクロチップ装着など所有者明示を
- ・屋内飼育をしましょう（ふん尿などによるご近所への迷惑を防ぎ、事故や感染症の危険から猫を守ることができます。）

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、飼い主の終生飼養の努力規定と、みだりに繁殖して適正な飼養が困難となる恐れがある場合の繁殖制限の義務が明記されています（第7条、第37条）

●動物の遺棄や虐待は犯罪です



- ・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者 → 5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- ・愛護動物に対し、みだりにえさや水を与えずに衰弱させるなど虐待を行った者 → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・愛護動物を遺棄した者 → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

「動物の愛護及び管理に関する法律」(第44条)

ご存知ですか？

～「地域猫活動」の取り組み～



「地域猫活動」は、地域住民全体で、飼い主のいない猫の不妊去勢手術、給餌、清掃などについて活動ルールを決め適切な管理をしたり、新しい飼い主を探す活動を行うことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ここでは、飼い主のいない猫への対応が地域の問題であるという共通認識を持ち、地域住民、市民ボランティア、行政等が協働で取り組むことが大切です。

地域住民の皆様



地域で猫の状況を把握し、活動のルール作りを行います。できるだけ多くの人に関わり、見守りも含め、できることを協力していきます。※対象の猫の把握や捕獲、今後の管理等のためにも猫に餌を与えている人の協力は欠かせません。

市民ボランティア



猫は簡単に捕まらないため、経験があるボランティアは相談を受けたり捕獲作業や実施方法のアドバイス等の協力をします。



横浜市

横浜市は、「人と動物が共に快適に暮らせる街づくり」を目指し、動物の愛護、適正飼育の普及啓発を行います。飼い主のいない猫への対策のひとつとして公益活動である地域猫活動を推奨し、地域の実情に合わせた取り組みの支援として、地域猫活動の説明、猫との関わりが異なる住民同士の話し合いの場の調整、活動の際の広報やチラシの作成、手術費用の助成等を行います。

※「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」：横浜市動物愛護センター、区福祉保健センター生活衛生課で配布しています。横浜市地域猫活動支援事業に登録した活動組織又はグループが管理している猫については、横浜市動物愛護センターにて無償で不妊去勢手術を行います。

猫に関するご相談は...

☆ 区福祉保健センター生活衛生課

鶴見	510-1845	中	224-8339	保土ヶ谷	334-6363	金沢	788-7873	青葉	978-2465	栄	894-6967
神奈川	411-7143	南	341-1192	旭	954-6168	港北	540-2373	都筑	948-2358	泉	800-2451
西	320-8445	港南	847-8445	磯子	750-2452	緑	930-2368	戸塚	866-8476	瀬谷	367-5751

☆ 横浜市動物愛護センター 045-471-2111

発行元：横浜市動物愛護センター 〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町 75-4

TEL045-471-2111 FAX045-471-2133